

令和3年
第1回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議事

月 日 曜日 議 事

1月29日（金）

○議事日程	3
○副管理者挨拶	7
○開会及び開議の宣告（午後2時04分）	
○議事日程の報告	7
○議会運営委員会委員長報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告	9
○管理者提出議案の上程（議案第1号）	11
○提案理由の説明	11
藤 本 管理者	
○質 疑	11
○討 論	11
○採 決	12
○管理者提出議案の上程（議案第2号）	12
○提案理由の説明	12
岸 消防長	
○質 疑	17
2番 石 本 亮 三 議員	17
1番 矢 作 いづみ 議員	21
○討 論	26
1番 矢 作 いづみ 議員	26

10番 石 原 昂 議員	27
2番 石 本 亮 三 議員	28
○採 決	29
○管理者提出議案の上程（議案第3号）	29
○提案理由の説明	30
岸 消防長	
○質 疑	30
○討 論	30
○採 決	30
○管理者提出議案の上程（議案第4号）	31
○提案理由の説明	31
岸 消防長	
○質 疑	32
1番 矢 作 いづみ 議員	32
○討 論	33
○採 決	33
○休 憩（午後3時26分）	
○再 開（午後3時45分）	
○管理者提出議案の上程（議案第5号）	35
○提案理由の説明	35
岸 消防長	
○質 疑	35
○討 論	36
○採 決	36
○管理者提出議案の上程（議案第6号）	36
○提案理由の説明	36
岸 消防長	
○質 疑	39
1番 矢 作 いづみ 議員	39
○討 論	40
1番 矢 作 いづみ 議員	40
10番 石 原 昂 議員	40

○採 決	4 1
○会議時間の延長	4 1
○一般質問	4 1
2 番 石 本 亮 三 議員	4 2
1 番 矢 作 いづみ 議員	5 0
3 番 福 原 浩 昭 議員	5 6
○閉会中の継続審査の申し出について	6 0
○管理者挨拶	6 1
○閉 会（午後 5 時 0 1 分）	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第 1 号

令和 3 年第 1 回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和 3 年 1 月 1 9 日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和 3 年 1 月 2 9 日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和3年第1回定例会

応招議員

1 番	矢 作 いづみ	議員	2 番	石 本 亮 三	議員
3 番	福 原 浩 昭	議員	4 番	齋 藤 誠	議員
5 番	中 村 正 義	議員	6 番	田 村 秀 二	議員
7 番	大川戸 岩 夫	議員	8 番	吉 本 新 司	議員
9 番	中 毅 志	議員	10 番	石 原 昂	議員
11 番	浅 野 美恵子	議員	12 番	鈴 木 洋 明	議員
13 番	宮 岡 治 郎	議員	14 番	永 澤 美恵子	議員
15 番	加 涌 弘 貴	議員	16 番	野 田 直 人	議員

不応招議員

なし

令和3年1月29日（金曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 会期の決定
 - 7 諸般の報告
 - 8 管理者提出議案の上程（議案第1号）
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第2号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第3号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第4号）
 - 12 管理者提出議案の上程（議案第5号）
 - 13 管理者提出議案の上程（議案第6号）
 - 14 一般質問
 - 15 閉会中の継続審査の申し出について
 - 16 管理者挨拶
 - 17 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1 番	矢 作 いづみ 議員	2 番	石 本 亮 三 議員
3 番	福 原 浩 昭 議員	4 番	齋 藤 誠 議員
5 番	中 村 正 義 議員	6 番	田 村 秀 二 議員
7 番	大川戸 岩 夫 議員	8 番	吉 本 新 司 議員
9 番	中 毅 志 議員	10 番	石 原 昂 議員
11 番	浅 野 美恵子 議員	12 番	鈴 木 洋 明 議員
13 番	宮 岡 治 郎 議員	14 番	永 澤 美恵子 議員
15 番	加 涌 弘 貴 議員	16 番	野 田 直 人 議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤 本 正 人	管 理 者	谷ヶ崎 照 雄	副 管 理 者
大久保 勝	副 管 理 者	小谷野 剛	副 管 理 者
杉 島 理一郎	副 管 理 者	岸 文 隆	消 防 長
町 田 昭	消 防 局 企画総務部長	荻 野 透	消 防 局 警防部長兼 消防署統括監
小 山 幸 一	消 防 局 警防部次長兼 警 防 課 長	菅 原 充 一	消 防 局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長
上 松 年 通	消 防 局 警防部参事兼 予 防 課 長	山 崎 博 幸	所 沢 中 央 消 防 署 長 兼 消防管理課長
粕 谷 実	所 沢 東 消 防 署 長	酒 井 英 男	狭山消防署長
大 舘 典 夫	入間消防署長	酒 井 栄 二	飯 能 日 高 消 防 署 長
日 高 賢	消 防 局 企画総務部 企画財政課長	須 田 雅 之	消 防 局 企画総務部 総 務 課 長
河 野 文 代	消 防 局 企画総務部 契約会計課長	金 子 誠	消 防 局 警 防 部 救 急 課 長

午後 2 時 0 4 分開会

出席議員 1 6 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	1 0 番	1 1 番	1 2 番
1 3 番	1 4 番	1 5 番	1 6 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消 防 長	消防局企画総務部長	
消防局警防部長兼消防署統括監		消防局警防部次長兼警防課長	
消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長		消防局警防部参事兼予防課長	
所沢中央消防署長兼消防管理課長	所沢東消防署長	狭山消防署長	
入間消防署長	飯能日高消防署長	消防局企画総務部企画財政課長	
消防局企画総務部総務課長		消防局企画総務部契約会計課長	
消防局警防部救急課長			

◎副管理者挨拶

○浅野美恵子議長 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。

ここで、入間市から選出されております副管理者に変更がありましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

杉島副管理者、お願いいたします。

〔副管理者（杉島理一郎）登壇〕

○杉島副管理者 皆様、こんにちは。

ただいま議長より御紹介賜りました入間市長の杉島理一郎と申します。

今般、副管理者としてお世話になることになりました。管理者を補佐し、組合事務の円滑な執行に努めてまいりますので、組合議員の皆様方の御教示、御協力を心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手起こる）

○浅野美恵子議長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 ここで、書記長から事務連絡をいたします。

北山書記長。

○北山書記長 事務連絡を申し上げます。

本日、議席に次回以降の議会日程を配付させていただいております。次回は第2回定例会を7月30日金曜日午後2時に開会を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。

また、本年3月をもって退職する職員4名から、議員の皆様へ退職の御挨拶を行いたい旨の申し出がございましたので、定例会終了後、お時間を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

◎開会及び開議の宣告

○浅野美恵子議長 ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○浅野美恵子議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これにより議事を進行させていただきます。

◎日程第 1 議会運営委員会委員長報告

○浅野美恵子議長 日程第 1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、野田議員。

〔16 番（野田直人議員）登壇〕

○野田直人議会運営委員会委員長 本日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、令和 2 年第 2 回定例会における議員提出議案「埼玉西部消防局ハラスメント防止調査特別委員会の設置について」は、代表者会議において検討することとしており、議長から、前消防長は既に退職しており調査に限界があることや、消防組合が設置したハラスメント防止対策委員会において現在の課題や今後の対策などが十分に検討されていることから、調査特別委員会の設置は不要であるとの報告がありました。議会運営委員会においても、代表者会議の結果を踏まえ、調査特別委員会の設置は不要であるとの結論に至りましたので、御報告申し上げます。

次に、令和 3 年第 1 回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営について協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本定例会につきましては、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症対策をとった上で行うことを確認いたしました。

次に、会期につきましては、本日 1 日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付しておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第 1 号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第 2 号の協議会の設置について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。協議会の設置に対する議案質疑通告者は 2 名となっております。また、討論通告者は 3 名となっております。採決の方法については、起立採決とすることを確認しております。

次に、議案第 3 号の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第 4 号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。条例の一部改正に対する議案質疑通告者は 1 名となっております。

次に、議案第 5 号の火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第 6 号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願いま

す。一般会計予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。また、討論通告者は2名となっております。採決の方法については、起立採決とすることを確認しております。

次に、一般質問を行います。通告者は3名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申し出について諮り、閉会の予定であります。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○浅野美恵子議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

2番 石 本 亮 三 議員

12番 鈴 木 洋 明 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○浅野美恵子議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○浅野美恵子議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、令和2年10月分から12月分までの結果報告が地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期・行政監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。それぞれその写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分の報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。

書記長に朗読させます。

北山書記長。

〔書記長朗読〕

○北山書記長 朗読いたします。

埼玉消企第144号

令和3年1月29日

埼玉西部消防組合議会

議長 浅野 美恵子 様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本 正 人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和3年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について

議案第3号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第6号 令和3年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○浅野美恵子議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。よろしくお願いいたします。

議長からの報告を終わります。

次に、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに、令和3年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、提案いたします議案につき御審議いただきますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。令和3年度の予算をはじめ、公平委員会委員の選任が1件、協議会設置が1件、条例の改正が3件であります。

予算については、厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図れるよう編成してありますので、よろしく御審議賜り、御議決、御同意を

お願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第1号）

○浅野美恵子議長 日程第5、議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 それでは、御説明申し上げます。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」であります。

公平委員会委員、井上孝治氏の令和3年5月19日の任期満了に伴う後任として、横手幸江氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりこの案を提出するものであります。

日高市の公平委員会委員でもあります横手幸江氏は、人格、識見とも高く、委員として適任と考えます。

なお、経歴等については、議案書の裏面に記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めまして、本案は同意されました。

◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第2号）

○浅野美恵子議長 日程第6、議案第2号「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長 議案第2号「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。

本議案につきましては、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化による消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、令和3年5月1日から埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合で構成する4消防本部において、別紙の規約により埼玉西部地域消防指令事務協議会を設置することについて議会の議決をいただきたく、御提案申し上げるものでございます。

それでは、規約の主な内容について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

初めに、第1条では、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化による消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを協議会の目的としております。

次に、第2条では、協議会の名称を「埼玉西部地域消防指令事務協議会」としております。

次に、第3条では、本協議会を構成する一部事務組合は、埼玉西部消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合としております。

次に、第4条では、本協議会が担任する事務は、関係組合の区域における災害通報の受信、

出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するとしております。

次に、第5条では、本協議会の事務所は、飯能市大字小久保291番地、埼玉西部消防組合飯能日高消防署内に置くとしております。

次に、第6条では、本協議会は、会長及び委員3名をもって組織するとしております。

次に、第7条第1項では、会長は、それぞれの関係組合の管理者が協議により定めた消防長の職にある者をもって充てるとしております。

次に、6ページを御覧ください。

第8条第1項では、委員は、関係組合の消防長のうち、会長以外の消防長の職にある者をもって充てるとしております。

次に、第10条第1項では、本協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び当該定数の配分については、関係組合の消防長が協議によりこれを定めることとし、同条第2項では、会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、関係組合の消防長の推薦に基づき選任するものとしております。

次に、第11条では、会長は、協議会の会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができるとしております。

次に、第12条では、本協議会の会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定するとしております。

次に、7ページを御覧ください。

第15条第1項では、本協議会がその協議会の担任する事務を関係組合の管理者又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する埼玉西部消防組合の条例、規則その他の規程を関係組合の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとしております。

次に、第16条第1項では、本協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は関係組合が負担することとし、同条第2項では、前項の規定により関係組合が負担すべき額は別に定める負担割合によるものとし、同条第3項では、関係組合は前項の規定による負担金を埼玉西部消防組合に納付しなければならないとしております。

次に、8ページを御覧ください。

第17条では、本協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とするものとしております。

次に、第20条では、会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を受けなければならないとしております。

次に、第21条第1項では、本協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係組

合が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行うとしております。

次に、9 ページを御覧ください。

第24条では、本協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して規程を設けることができるとしております。

次に、附則として、この規約は、令和3年5月1日から施行するとしております。

次に、議案資料としてお配りをしております「消防指令業務共同運用基本計画」を御覧ください。

こちらの資料は、過日議員の皆様にご説明をさせていただきました「消防指令業務共同運用に係る調査研究結果報告書」を基に、令和6年4月1日から運用を開始します消防指令業務の共同運用についての基本計画を示したものでございます。

それでは、1 ページを御覧ください。

「第1章 消防指令業務共同運用に向けた動向と現状」の「1 消防指令業務共同運用の目的について」では、複数の消防本部が共同で整備した消防指令センターにおいて、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化による消防力の強化並びに消防行財政の合理化及び効率化を図り、消防指令業務を共同で管理し、執行することを目的としております。

次に、「2 消防指令業務共同運用に向けた国等の動向について」では、国の方針として、指令の共同運用は全県一区とする必要があるとし、埼玉県ではその国の方針を受け、まずは近隣消防本部で指令の共同運用を進め、全県一区での共同運用の機運を高めながら、その実現に向けて検討を進めることが適切であるとしております。

次に、「3 消防指令業務共同運用協議会の設置について」では、協議会、研究会及び作業部会での協議事項、また、本計画書策定に至るまでの経緯について記載しております。

次に、2 ページを御覧ください。

「4 消防指令業務共同運用のイメージについて」では、各消防本部で保有する指令システムを1か所に集約し、災害通報の受信や出動指令等を共同で処理すること、また、部隊編成は、各消防本部で編成している内容を各消防本部が継承するとしております。

次に、4 ページを御覧ください。

「5 消防指令業務共同運用における行政・財政効率上の効果について」では、「(1) 局地的な災害時等での迅速な対応」として、119番通報の覚知段階から災害情報の一元化が行え、迅速かつ効果的に相互応援協定の活用が可能となり、迅速な活動部隊の投入が可能としております。

次に、「(2) 配置人員の適正化」では、指令台の増大により、輻輳する119番通報への

処理能力が強化されるとともに、指令員の共同配置により、マンパワーを必要とする現場要員への配置転換が可能としております。

次に、5 ページを御覧ください。

「(3) 関係機関との連携強化の向上」では、広域的な運用管理が可能となり、関係機関との広域的な連絡体制の構築が期待されます。

次に、「(4) 人材育成の充実」では、4 消防本部で行う事務が集約化され、効果的な通信指令業務が行えるとともに、4 消防本部の職員が協働することにより、職員間の交流が活発化し、職務への意欲向上等が期待されます。

次に、「(5) 財政上の効果」として、単独消防本部では財政面から整備が困難であった高機能消防通信指令システムの整備が図りやすくなるとともに、共同運用により消防指令施設の整備費や維持管理費の費用が削減されます。

次に、6 ページを御覧ください。

こちらは、4 消防本部の組織概要の一覧となります。

構成市町村は17市町村となり、人口は約120万人となります。

次に、7 ページを御覧ください。

「第2章 消防指令業務共同運用基本計画」の「1 消防指令業務共同運用を行う市町村の組合せについて」では、図1のとおり、共同運用の組合せを4 消防本部としております。

次に、8 ページを御覧ください。

「2 消防指令業務共同運用を行う自治法上の方式について」では、4 消防本部の組織的・地理的なつながりや、共同運用の先行事例でも多くの団体が採用している協議会方式としております。

次に、「3 共同消防指令センターを設置する場所について」では、4 消防本部が保有する既存施設や新規で建設できる場所について、費用対効果を含め検討した結果、地盤が強固で必要十分な面積を有している本消防局飯能日高消防署の4階フロアとしております。

なお、共同消防指令センターの位置を図2に、飯能日高消防署の外観写真と現在の4階部分の平面図を9 ページに掲載しております。

次に、10ページを御覧ください。

「4 共同消防指令センターの主な消防通信指令装置について」では、共同消防指令センターに設置する指令台は9台とし、無線基地局については、令和3年度に行う電波伝搬調査の結果と運用面を踏まえながら適正配置を行うとしております。

なお、現在のデジタル無線基地局の位置は、図4のとおりとなります。

次に、11ページを御覧ください。

「5 共同消防指令センターの配置人員について」では、当直指令員の勤務体制は3部制

とし、1 担当13人の合計39人の配置としております。

また、表 2 のとおり、法定協議会に関する事務を行うため、毎日勤務者を 5 人配置としております。

次に、12ページを御覧ください。

「6 共同消防指令センターの運営経費負担の按分方式について」では、4 消防本部で負担する按分方式を、公平性が高い人口割と財政的な公平性が高い消防費に係る基準財政需要額割を併せた按分方式とした上で、令和 3 年度における負担割合を記載しております。

次に、「7 共同消防指令施設等の整備に係る主な財政措置について」では、(1)に県補助金のふるさと創造資金、(2)に国庫補助、(3)に交付税措置算入がある地方債を記載しております。

なお、令和 2 年12月に財政面で非常に有利な緊急防災・減災事業債が 5 年間延長されたことから、こうした財政措置を積極的に活用してまいります。

次に、13ページを御覧ください。

「8 共同消防指令センターの庁舎改修に係る費用について」では、飯能日高消防署 4 階フロア部分の約700平方メートルを整備した場合の費用を約 1 億2,000万円としております。

また、緊急防災・減災事業債の対象事業が拡充されたことにより、庁舎改修費用にも当該事業債を積極的に活用してまいります。

なお、飯能日高消防署 4 階の改修案は、図 5 のとおりとなります。

次に、14ページを御覧ください。

「9 共同消防指令センターの運用に係る事業費の試算について」では、「(1) 各年度の事業費」のとおり、令和 3 年度から令和 6 年度までの年度ごとの概算事業費を算出しており、令和 3 年度については、指令システムと庁舎改修の設計委託料など5,281万3,000円とし、県補助金のふるさと創造資金の活用を検討しております。

また、「(2) 4 消防本部の事業費按分額」では、令和 3 年度から令和 6 年度までの年度ごとの事業費を消防本部別に算出しており、令和 3 年度、本組合の事業費按分額は3,291万8,000円としております。

次に、15ページを御覧ください。

「10 法定協議会設置に伴う経費負担等について」では、法定協議会で要する経費は、先に決定した按分方式を用いて各消防本部が負担するとしております。

次に、「11 既存業務システムとの関係について」では、4 消防本部で運用に差異があることから、共同運用開始までに運用方法を決定するとしております。

次に、「12 消防指令業務共同運用のスケジュールについて」では、4 消防本部における指令システムの全部更新時期、国の財政措置満了時期を勘案し、共同運用の開始時期を令和

6年4月1日としております。

次に、16ページを御覧ください。

令和6年4月1日から共同消防指令センターを運用するに当たってのスケジュール案を、表6に記載しております。

令和3年度に電波伝搬調査、飯能日高消防署改修工事と指令システムの基本・実施設計を行い、令和4年度に同庁舎の改修工事、令和4年度と令和5年度の2か年で高機能消防指令システムを整備し、令和6年度からの運用開始としております。

最後に、17ページを御覧ください。

法定協議会設置までのスケジュール案を表7に記載しております。

本年度中に協議会の設置について関係組合議会の議決をいただき、令和3年度に入り4月に組合管理者による協議と告示、また、埼玉県への規約の届出を行い、5月に協議会の設置と関係例規の制定・施行を予定しております。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質　　疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。

初めに、2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、質疑をいたします。

5項目、まず1回目、伺いたいと思います。

まず、通信指令システムのメーカーについて伺いたいと思います。

今回のこの議案は協議会設置のものですけれども、実質上、協議会が設置されれば本格的にもう共同指令センターがスタートするという前提でいきますので、ちょっと具体的に伺ってまいります。

まず、メーカーについてですけれども、12月に所沢市議会でも説明がありましたが、調査研究結果報告書では2社のメーカーから見積りを徴取していました。ほかにもメーカーはあると思うんですけれども、あるのかどうかということと、導入するにはほかのメーカーも入札参加できるのかどうか、これがまず1点目です。伺いたいと思います。

2点目は、通信指令システムについて伺いたいと思います。

障害が発生した際のこれまでの対応と共同運用のときの対応についてはどうなるのか、これは2点目として伺いたいと思います。

3点目としては、指令台数ですけれども、現在、4消防本部では合計13台の指令台を保有

しています。しかし、この御説明ですと、共同運用が始まると9台となるわけですが、4台減らして大丈夫なのかということを危惧しますので、4台減らす根拠について、これは3点目として伺いたいと思います。

4点目、これは財政負担について伺いたいと思います。

負担割合は、先ほど公平性を重視してという消防長の御説明もありましたけれども、人口割50%、そして消防費に係る基準財政需要額割50%としていますけれども、本消防組合の10年後と20年後のまず人口の推移と負担の割合について伺いたいです。本当は他の3つの消防本部のほうにも伺いたんですが、なかなか分からないということなので、埼玉西部消防組合の10年後と20年後の人口推移、そして負担割合について伺いたいと思います。

これで1回目最後にしますけれども、指令員についてです。

共同運用では指令員を適正配置するということですが、具体的にどのような適正配置を想定しているのか。

以上5点、1回目に伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質疑に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

初めに、指令システムのメーカーにつきましては、見積りを徴取しました2社のメーカーを含めまして、沖電気工業株式会社、富士通株式会社、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、及び株式会社日立製作所の5社がございます。他のメーカーの入札参加につきましては、本組合の入札参加資格の要件を満たしていれば可能でございます。

次に、指令システムに障害が発生した際のこれまでの対応と、共同運用時の対応についてお答えいたします。

初めに、通信指令システムに障害が発生した際のこれまでの対応につきましては、組合発足から現在までシステムが停止するような障害の発生はございません。

なお、通信指令システムは、保守業務委託により自動で障害を監視していますことから、障害が発生した場合には、保守技術者の派遣により対応を図ることで、常に安定した稼働を維持しております。

次に、共同運用時の対応でございますが、本組合と同様の保守業務を委託するとともに、119番専用回線を別ルートで3回線引き入れるなど、バックアップ体制を構築してまいります。

次に、指令台を4台減らす根拠についてお答えいたします。

指令台数の算定方法は、調査研究結果報告書に記載のとおり、トラヒック理論を用いて4消防本部における119番通報の年間着信件数や最繁通報件数等から算出したものであります。

なお、この理論を用いて算出された指令台数は、台風などの局地的な災害時においても幅

轉する119番通報に対応できるものとなっております。

次に、本組合の人口推移と負担割合についてお答えいたします。

本組合の人口推移と負担割合の将来予測を埼玉県の将来人口推計ツールに基づき算出いたしますと、10年後の令和13年度は人口69万4,496人で負担割合は61.88%、20年後の令和23年度は、人口60万6,468人で負担割合は61.96%となる見込みでございます。

次に、指令員の適正配置についてお答えいたします。

共同運用では、1担当に本組合から7人、他の組合から2人ずつの合計13人の配置を検討しております。

また、各消防組合との連絡体制等を考慮し、必ずそれぞれの消防組合の職員が当直するよう、適正配置いたします。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 分かりました。

それでは、2回目は3点伺いたいと思います。

この通信指令システムのメーカーについてですけれども、メーカーは今5社あるということですが、メーカーによるシステムの違い、また、今現在埼玉西部消防組合は沖電気工業株式会社ということですが、4消防本部が使用しているメーカーについてはどうなっているのか、これを確認させていただきたいと思います。

2つ目は、指令台数についてですけれども、今回は13台から9台で4台減るわけですが、今の埼玉西部消防組合、そもそも広域になったときも指令台数は減らしたと思うんです。だから確認をさせていただきたいのは、もともとこの埼玉西部消防組合が発足する前の数字というのはどうだったのかということで、発足した際に何台から何台に集約したのか、これを確認させていただきたいと思います。

2回目、これが最後の3点目にしますけれども、今の御答弁ですと、今いろいろ配られた資料とかを読みますと、現在、平成31年4月時点の埼玉西部消防組合の人口77万9,051人が、御答弁ですと20年後には今から約17万2,500人ぐらい減ってしまうわけです。60万6,468人と、22%ぐらい人口減少するということですが、今後人口推移が変化の中で按分方式の変更にについて議論するのかどうか、ちょっとそこが非常に危惧する点があるので伺いたいと思います。

2回目、3つ伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

メーカーによるシステムの違いにつきましては、消防指令システムの基幹となるシステム構成に大きな違いはございません。

また、現在4消防本部が使用している指令システムは、全て沖電気工業株式会社でございます。

次に、指令台の集約についてお答えいたします。

本組合が発足した際の指令台数は、旧所沢市消防本部の3台、旧狭山市消防本部の2台、旧入間市消防本部の2台、旧埼玉西部広域消防本部の2台の合計9台から、組合発足後は8台となったものでございます。

次に、按分方式の変更についてお答えいたします。

初めに、按分方式に用いる人口と消防費に係る基準財政需要額は、毎年度最新の数値を活用いたします。その上で、著しく人口の推移等に変化が生じた場合には、経費負担の方法や負担割合について協議会で議論していくこととなります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 では、3回目、これで終わりにしますけれども、3点伺いたいと思います。

私のこれは印象ですけれども、12月19日、所沢市議会で説明があったとき、メーカーについては、費用面については結構説明があったかなというちょっと私は印象を持ったんですけれども、このシステムというのは、一度導入してしまうとなかなか変更というのは当然難しいわけですから、費用面以外で重視する内容、これはどういうところを重視されるのか、まずこれは1点目として伺いたいと思います。

次、2点目として、指令台数についてですけれども、今御答弁はありましたけれども、本組合の指令台数は8台で、今度共同運用時には9台の運用になるわけですから、管轄する人口や面積がものすごく増えるわけですから、私は素人なのでちょっと不安に思うんですけれども、指令台数が1台増台しただけで本当に処理が可能なのか、この辺、もう一度御説明いただきたいと思います。

そして、これが3回目最後の質問ですけれども、財政負担についてですが、先進地における負担割合と本協議会が決定した割合の理由について伺いたいです。先ほども御説明ありましたけれども、人口割50%と基準財政需要額割50%になっているわけですが、ほかではどういうふうなこういう負担割合になっているのかも含めて御説明いただきたいと思います。お願いします。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

費用面以外で重視する主な内容は、3点ございます。

1点目は、指令機器に関わるシステムが365日24時間稼働を継続できる安定性を重視いたします。

2点目は、市民の個人情報を多く取り扱うことから、情報セキュリティに関わる機密性を重視いたします。

3点目は、119番通報の受信から出動指令までの操作工程を簡略化するなど、操作性を重視いたします。

次に、指令台を1台増台しただけで処理可能なのかについてお答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたが、指令台数の算定につきましては、トラヒック理論を用いて、4消防本部における119番通報の年間着信件数や最繁通報件数等を基に算出しましたことから、処理可能と考えております。

次に、本協議会が決定した負担割合の理由についてお答えいたします。

初めに、先進地における負担割合ですが、国勢調査の人口割を用いているのが6団体、住民基本台帳の人口を用いているのが1団体、本協議会と同様の負担割合を用いているのが1団体でございます。

次に、本協議会が決定した負担割合の理由ですが、調査研究結果報告書にも記載のとおり、119番通報件数に比例する人口と、関係組合市の財政需要を合理的に算定するために用いる基準財政需要額をそれぞれ合わせた負担割合が、最も公平性が高いものと判断し、決定したものでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 以上で石本議員の議案質疑は終了いたしました。

次に、1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置についてですけれども、要旨は3つございます。一つ一つ、3回ずつ伺ってまいります。

検討段階での費用試算などの経緯についてです。

2019年6月から検討が始まった指令業務共同運用ですが、検討段階での6消防本部の整備費、それに係る本消防組合の負担額、4消防本部での整備費、それに係る本消防組合の負担額についてまず伺います。

○浅野美恵子議長 続けて2と3の部分も質問していただけますか。

○矢作いづみ議員 それでは、要旨の2です。

消防指令業務についての1回目ですが、基本計画では指令台数を9台、指令員を13人に削減するということですが、管轄人口や管轄面積が増大する中で、通報の受信への対応が十分に行えるのかということをまず伺いたいと思います。

それから、要旨の3です。

法定協議会設置後の事業概要と経費についてです。

法定協議会設置から運用開始までの3か年の事業概要と運用後の経費についてですが、令和3年度から令和5年度までの事業概要と経費について伺います。

以上を伺います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質疑に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

初めに、6消防本部で検討した整備費は30億5,744万円で、本組合の負担額は12億5,324万円でございます。

次に、4消防本部で検討した整備費は23億1,535万円で、本組合の負担額は14億4,362万円でございます。

次に、管轄人口や管轄面積が増大する中で対応可能なのかについてお答えいたします。

指令台数は、トラヒック理論を用いて、4消防本部における119番通報の年間着信件数や最繁通報件数等を基に算出した結果、9台と導き出されたものでございます。

また、指令員につきましては、導き出された指令台数を基に、災害通報の受信体制や各消防本部との連絡体制の確保などを考慮した上で1担当13人としていますことから、いずれも対応可能と考えております。

次に、令和3年度から令和5年度までの事業概要と経費についてお答えいたします。

初めに、令和3年度の主な事業は、飯能日高消防署4階の改修に係る設計業務委託、指令機器整備に係る設計業務委託、電波伝搬調査業務委託を予定しており、事業費の合計は5,281万3,000円と見込み、県補助金のふるさと創造資金の活用を検討しております。

次に、令和4年度の主な事業は、2か年で整備する指令システムの整備事業と庁舎改修工事を予定しており、事業費の合計は10億5,402万2,000円と見込んでおります。

最後に、令和5年度の主な事業は、2か年目となる指令システムの整備事業を予定しており、事業費は13億8,973万5,000円と見込んでおります。

なお、令和4年度、令和5年度の事業には、緊急防災・減災事業債の活用を検討しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、2回目ですが、指令の共同運用に係るデメリット、課題についてなんですけれども、脱退した消防本部の判断ではデメリットが大きいとあるんですが、広域化によるデメリット、課題について伺います。

脱退した消防本部の理由といたしまして、指令担当者と指揮担当者、警防課等の本部員が

離れて業務を行うことは災害対策本部内の情報共有ができなくなることで、災害発生時に指令員が招集されても交通事情や災害状況によっては招集できるか不明、共同運用によるより地理的不安、部隊の指揮命令系統の違い、ローカルルールの不認識、きめ細やかな出動隊員への支援情報が遅れる、出動までの時間が延長される可能性がある、夜間の勤務体制3名では管轄人口規模を考えるとあまりにも少な過ぎる、指令センターへの派遣に加え、受令員の配置を含めると人員削減にならない、管内に基地局を置かない消防本部は通信の下りの不感箇所が多くなり、消防活動に支障を来すことが考えられる、また上りが届かないことが想定され、現場の消防活動部隊からの通信が指令センターで受信できない場合が発生し、消防活動に支障を来すことが考えられる、基地局の削減が検討されているが、消防救急デジタル無線の通信環境は極めて重要であり、基地局がなくなると情報伝達が途絶え、全ての消防活動に支障を来すこととなり、住民の安心・安全は守れない、大規模災害の発生などにより一定区域に通報が集中した場合、受付はできても緊急時のトリアージを行い、必要な場所に必要な車両を向かわせることは困難などなどが挙げられておりました。

これらの懸念事項はもっともであると考えますが、本消防組合としてのデメリット、課題を伺います。

それから、指令業務の関係ですが、消防本部によって出動体制が異なる局に対して指令業務がスムーズに行えるのかということについて、御答弁いただきたいと思います。

それから、協議会設置後の事業概要のところですが、共同運用を開始する令和6年度からの保守費用についてお伺いいたします。

以上、2回目です。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

指令の共同運用は、4消防本部が行っている119番通報の受信や出動指令等を1か所の指令センターに集約し、業務を行うものです。このため、共同運用後も各消防本部が出動体制を継承しながら対応するので、消防活動に影響を及ぼすことはございません。

また、新指令システムの移行に当たっては、指令員に対する操作研修を事前に行うなど、万全な準備体制を敷いてまいりますので、特段デメリットや課題はないものと考えております。

今議員のほうから何点か、かなりの数のお話をいただいたんですけども、基本的に運用で賄われる部分がほとんどだということと、実際に埼玉西部消防組合、広域のときに指令を集約しておりまして、問題が起こっていないということもありますので、デメリットとはならないかなというふうに考えております。

続きまして、スムーズに指令業務が行えるのかについてお答えいたします。

導入予定の指令システムは、119番通報を着信しますと、災害現場を特定すると同時にその地点を管轄する消防本部が定める出動車両を自動で編成し、消防車両等を出動させることができるシステムとなっていますことから、スムーズな指令業務が行えるものと考えています。

次に、令和6年度からの保守経費についてお答えいたします。

保守経費につきましては、共同運用、単独運用にかかわらず、指令システムの安定稼働を維持していくために必要となる経常的な経費でございまして、令和6年度からの保守経費は毎年度1億7,236万7,000円程度を見込んでおります。

また、指令システムの導入からおおむね5年後に導入経費の50%を見込む部分更新を、10年後に全部更新を予定しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、3回目にまいります。

協議会の設置の関係ですけれども、法定協議会を設置するまでの検討期間が短いのではないかなというふうに感じておりますけれども、その結果についてお伺いしたいと思います。

2019年の6月より検討が開始をされまして、当初7消防本部で検討されておりましたけれども、埼玉県南西部消防本部は更新の準備が始まっているために不参加となりました。その後、入間東部地区事務組合消防本部が私の調査ではデメリットが大きいということを理由に協議不参加となり、2020年の6月に埼玉県央広域消防本部が参加をしました。しかし、今から3か月前の2020年11月、川越地区消防局が不参加、埼玉県央消防本部は検討期間不十分等を理由として不参加となりました。その結果、現在提案されております埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防組合消防本部の4消防本部での協議会設置が提案されております。僅か2年間の準備期間中に構成団体が大きく変わり、4団体になったわけですけれども、僅かな期間で検討期間が不十分ではないかと考えますけれども、見解をお示してください。

それから、大規模災害などへの対応の検討と、大規模災害時の消防本部などの事例は検証されたのかということをお伺いしたいと思います。

千葉県では、現在は2か所の指令業務の共同運用が行われております。一昨年のは台風の時は、房総地域などで基地局が倒壊し、停電になると全く機能不全に陥ったということをお伺いしました。検討段階でこうした事例の検証なども行われたのでしょうか。また、大規模災害時は十分に対応ができるのかお伺いいたします。

それから、最後の1点ですが、最後の質疑ですけれども、市民への周知や市民意見の募集

等が行われておりませんが、手続上必要ないのかということ、それから、その市民への周知はどのように行われるのかということ、それから、もう一点だけ確認したいんですが、指令業務では県内最大規模となるかと思いますが、この点についてお答えください。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

令和元年6月25日に、共同運用の効果を協議するため任意の協議会を設置し、協議会を11回、研究会及び作業部会をそれぞれ10回開催し、様々な視点から審議を行いました。その結果につきましては既に調査研究結果報告書に取りまとめておりますことから、協議会での検討期間は十分であったと認識しております。

次に、大規模災害などへの対応についてお答えいたします。

阪神・淡路大震災などの大規模災害では、緊急消防援助隊や自衛隊の応援を受けるなど、国力を投じての対応となりますことから、119番通報も膨大な件数になるものと思われます。このような状況の中で、通信指令センターでは、119番通報の処理能力が指令台1台当たり2事案対応から3事案対応に向上する指令台9台を最大限に活用し、参集した職員も含め、指令員の総力を挙げて119番通報の対応に当たるとともに、被害状況の実態把握、関係機関への情報連絡などの業務に当たります。

また、一方で、台風などの局地的な災害では、4消防本部の119番通報を保留することなく対応できる指令台数を整備しますことから、このような一定規模の災害に対しましては通常どおり対応できるものと考えております。

次に、市民への周知ということでございますが、本組合のパブリックコメント手続実施要領では、パブリックコメントの実施につきましては、条例を制定し、市民等に義務を課し、もしくは権利を制限する内容等を対象としております。このたびの指令共同運用は、各消防本部が行っている指令業務を1か所に集約し、実施することから、特段市民等への義務や制限を新たに課すものではないため、対象外と判断したものでございます。

なお、このたび共同運用を構成する他の3消防本部も実施しないと伺っております。また、先進地での聞き取りでは、7団体中6団体が本組合と同様の理由により実施しておりません。

また、市民への広報等につきましては、今後検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 以上で矢作議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

初めに、1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 議案第2号について、反対の立場から討論いたします。

埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置についてです。

2020年6月の全員協議会で、指令業務共同運用について初めて議会に説明がありました。この検討は2019年6月より開始されており、当初7消防本部で検討されていましたが、埼玉県南西部消防本部は更新準備が始まっているために不参加となりました。その後、入間東部地区事務組合消防本部が私の調査ではデメリットが大きいことを理由に協議不参加となり、2020年6月に埼玉県央広域消防本部が参加しました。しかし、2020年11月に川越地区消防局が不参加、埼玉県央消防本部は検討期間不十分を理由として不参加となりました。その結果、埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、西入間広域消防組合消防本部の4消防本部での協議会設置が提案されております。

埼玉西部消防局の指令機器が更新時期を迎え、総務省では原則全県一区を目指している方針の下で、指令業務の共同運用が進められてきました。広範な地域の指令業務の共同運用によって、消防力の強化並びに消防行政の合理化及び効率化を図ると提案されています。しかし、指令台数の削減、指令員の共同配置で合理化、効率化を進めてよいのでしょうか。不参加、脱退を決めた消防本部は、大災害を想定し、緊急時の参集にも時間がかかり、参集できるか疑問であること、広域化によるメリットよりもデメリットが大きいこと、消防活動に支障を来すことへの懸念、命と健康を守るために広域化からの脱退を理由としています。埼玉西部消防組合が広域化して8年ですが、これまで地域に不慣れで水利の場所を見つけられなかった、また、同じ地名で誤って出動した事例なども聞いており、広域化によるメリットばかりではないと認識しております。

指令業務は市民の命に直結する問題でありながら、市民への周知はなく、手続上の問題がないとはいえ、議会の議決のみで進められていいのでしょうか。昨年の11月に2消防本部が脱退し、当初の規模に比べ大きな縮小となるにもかかわらず、僅かな期間で広域化を進めようとしています。十分に検討すべきではないでしょうか。一昨年の大型台風の際、県内で指令業務が2か所に集約されている千葉県では、基地局の倒壊や停電などにより、一部の地域では指令業務が機能不全に陥ったと聞きました。大規模災害が多く発生する中、また、新型コロナウイルスの感染拡大で保健所が統廃合されたことが問題になっている中で、命に直結する消防指令業務の県内最大規模の広域化は行うべきではなく、反対いたします。

○浅野美恵子議長 次に、10番、石原議員。

○石原 昂議員 それでは、議案第2号「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」、原案のとおり可決することに賛成の立場から討論いたします。

さきに議員を対象に行われました指令業務の共同運用に関する説明会では、消防組合は以前から総合計画において指令システムの整備に向けた進行管理を行っており、飯能日高消防署を改修し、令和6年度にシステムの全部更新を行い、令和7年度から運用開始する計画を策定したと説明がありました。一方で、課題としては、厳しい財政状況の中でより高度で処理能力のある高機能指令システムを整備し、維持管理を行っていくことは喫緊の課題であるとも伺っております。

これらの課題の対応策を調査研究するため、近隣消防本部による協議会を設置したとのことで、その開催回数は協議会が11回、研究会が10回、作業部会が10回に及んでおり、様々な視点から審議が行われてきたものと考えます。こうした慎重審議の結果、最も効率的な取組として指令業務の共同運用に至ったわけであり、全国的にも726消防本部のうち192の消防本部、47の地域で既に共同運用が開始され、また、総務省消防庁や埼玉県においても共同運用の有効性を認め、その推進を図っていることを踏まえれば、指令業務の共同運用は効果的な施策であると言えます。

調査研究結果報告書や基本計画にもあるとおり、共同運用のメリットとして、情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること、高機能な指令システムの整備が図りやすいこと、指令員の効率配置により現場要員の充実が図られること、施設整備費や維持管理費を効率化できることなどが挙げられています。また、このほかにも指令システムの単独整備では活用することができない緊急防災・減災事業債の活用が可能となり、今後更新を迎える消防救急デジタル無線の整備においてもこの事業債が活用できることは、将来的にも財政的なメリットとして非常に大きなものがあると言えます。

さらに、先ほど来ありましたが、負担割合の将来予測では、令和3年度予算の62.33%に対し、10年後の令和13年度予算では61.88%、20年後の令和23年度予算では61.96%になるとの見込みからも、今後埼玉西部消防組合が他の組合と比較し、著しい財政負担を強いられているわけではありません。

以上の観点から、指令業務の共同運用は埼玉西部消防組合にとっても財政的なメリットがあることに加え、指令システムの高機能化を図ることにより、局地的な豪雨災害等に対しても迅速な相互応援体制を活用した部隊投入が可能となり、活動面においても共同運用のメリットが十分に享受できるものと考え、埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について賛成するものであります。

終わりに、指令業務の共同運用を効果的に活用し、市民の安全確保にこれまで以上に努めていただくことを期待し、賛成討論いたします。

○浅野美恵子議長 次に、2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、私も討論させていただきます。

議案第2号「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の議案は、埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、西入間広域消防組合消防本部、比企広域消防本部の4つの消防本部の共同指令センターを、令和6年度からスタートする準備をする協議会の設置をするための議案です。しかし、協議会が設置されれば、共同指令センターが整備されることが前提で今後の協議会運営がなされることは言うまでもありません。今回の議案はあくまでも協議会の設置の是非を決める議案ですが、危惧する点がありますので意見を述べさせていただきます。

述べさせていただくポイントは、以下4点です。

1つ目は、共同指令センターの機器についてです。

現在、4つの消防本部では沖電気の機器を使用しています。普通に考えれば沖電気のメーカーになるのかもしれませんが、入札などを厳正にしていっていただきたいと思います。共同指令センターの機器を提供できるメーカーは、沖電気のほかにNEC、日立、富士通、富士通ゼネラルの全国で5社あると先ほど答弁がありました。ちなみに、はるか多くの人口を管轄する東京消防庁では、使用しているメーカーは日立と聞いております。12月の構成市の議員に説明した消防指令業務共同運用に係る調査研究結果報告書では、2社からしか見積りを取っておらず、その見積額に大きな隔たりがありました。実際、令和2年12月19日、所沢市議会議員への説明会では、この点について繰り返し質問が出ました。

システムは一度導入すると変更することは大変困難です。今後どのような議論を経てメーカーが決まるかは分かりませんが、導入のコスト、将来のランニングコストなどのお金の視点だけではなく、機器の精度も含めて選定を行っていただきたいと思います。後から安かろう悪かろうと言われないようにお願いします。

2点目は、4つの消防本部間の財政負担についてです。

運営経費負担は、人口割50%と基準財政需要額割50%で決まるわけですが、本日の質疑で、埼玉西部消防組合の将来負担は令和3年度の62.33%から10年先は61.88%、20年先は61.96%へと割合では下がることが分かりました。ということは、残りの3つの消防本部のいずれかは、または全ての消防本部の負担は増すことを意味します。そのため、途中で運営経費負担の按分方式の見直しが提案されることを危惧します。結果、埼玉西部消防組合の負担が増大するようなことだけには決してならないようにしていただきたいと思います。按分方式が変更されることが起されれば、今回の議案の賛否の前提が変わることになるわけです。もしそのようなことが協議会で提案されたら、按分方式が変更になってからの議会への報告

ではなく、その前の段階で速やかに組合議会へ報告することをお願いします。

3点目は、人員面です。

財政面と重なる部分がありますが、消防指令業務共同運用に係る調査研究結果報告書の14ページに記載がありましたが、住民基本台帳上の人口の割合は、埼玉西部消防組合は64.95%です。それに対し、災害・事件件数は70.65%と人口割に対して高いのが現状です。面積が違うとはいえ、消防職員数は59.44%、消防署分署数は54.29%、車両台数は56.22%と低いのが現状です。共同指令センター開始で6人の職員を他の部署に回すことができとなっています。適正配置の名の下に埼玉西部消防組合が人員を確保し、メリットを享受できるようにしてください。

最後に、本日の質疑では、埼玉西部消防組合管内の人口は、平成31年4月時点の77万9,051人が20年後には約17万2,500人減の60万6,468人へと、約22%減少すると答弁がありました。所沢市の人口は、本年度は34万4,216人です。所沢市の人口ビジョンでは、約20年後の2040年の人口は約9%減の31万3,513人と推定されています。ちなみに、今年度の人口は人口ビジョンより上振れしています。このことから、埼玉西部消防組合管内における所沢市の財政負担が増すことが予想されます。今回の議案提出に当たり、本来なら埼玉西部消防組合の今後の構成市の将来負担額と割合を示していただきたかったです。今後速やかにそのことを議会に示していただきたいことを申し上げて、賛成の意見といたします。

○浅野美恵子議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第2号「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○浅野美恵子議長 起立多数であります。

よって、「埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第3号）

○浅野美恵子議長 日程第7、議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

○岸消防長 議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の11ページと議案資料の1ページを御覧ください。

予防業務の執行体制の改編に伴い、消防局警防部予防課に課内室を設けることから、新たに「基準となる職務」を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例第3条の2に規定されております別表第2の等級別基準職務表のうち、7級の基準となる職務に「室長の職務」を加えるものでございます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 管理者提出議案の上程（議案第 4 号）

○浅野美恵子議長 日程第 8、議案第 4 号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

○岸消防長 議案第 4 号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の15ページと議案資料の 3 ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症に対するリスクが現実的に高まったことに鑑み、著しく特殊な勤務に従事した職員に対し支給している特殊勤務手当について、現行の消防職員出動手当に加え、防疫等作業手当を新設するものでございます。

また、令和 2 年11月27日には、防疫等作業手当の特例に関する人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の搬送業務等に関する特例が定められたところでございます。

このことから、本組合におきましても、本条例において新設いたします防疫等作業手当に新型コロナウイルス感染症に係る特例を設けるものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明いたします。

初めに、第 2 条では、現行の特殊勤務手当に防疫等作業手当を新設するものでございます。

次に、第 4 条では、新設された防疫等作業手当の支給対象を規定しており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症患者の救護又は移送などに従事した職員に対し、当該作業に従事した日 1 日につき500円を支給するものでございます。なお、同条を新設したことにより条ずれを生じたことから、以降の条を繰り下げる改正を行っております。

次に、附則について御説明申し上げます。

第 1 項につきましては、従前の施行期日を項建てしたもので、第 2 項において、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例となる支給対象を規定しており、同感染症の患者又はその疑いのある者の救護又は移送などに従事した職員に対し、当該作業に従事した日 1 日につき1,000円を支給し、同項に規定する作業に長時間にわたり従事した場合については1,500円を支給するものでございます。

また、本条例の適用日につきましては、令和2年3月18日に制定されました改正前の人事院規則において、同感染症に係る特殊勤務手当の特例が適用された令和2年1月27日としております。

なお、議案資料の5ページ、6ページに、本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。

1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、質疑を行います。

今回、新型コロナウイルスの関連で条例改正ということで提案をされております。それで、新型コロナウイルス感染症事案に従事した場合に日額1,000円、それから長時間従事した場合に日額1,500円ということですが、この違いと、重複して支給をされるのかということを知りたいと思います。

また、他の消防局と金額の違いがあれば、お示しいただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質疑に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 答えいたします。

長時間にわたり従事した場合の具体的な内容につきましては、救急活動又は救急支援活動に従事した時間の合計が、暦日単位で4時間以上となる場合を長時間として取り扱うものでございます。

このほかにも、暦日単位で2件以上救急出動した場合、また、3件以上救急支援活動に出動した場合につきましても、長時間にわたり従事した場合として取り扱うものでございます。

他の消防局との違いということでございますけれども、今回、11月に国から示されました支給額が1,000円、1,500円でございますので、当局は1,000円、1,500円ということでございます。それ以前に独自に条例改正しているところがあれば、違いがある可能性はあるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それで、1点確認したいんですけれども、議案書の18ページのところで1,000円、1,500円というのがありまして、この場合において、第4条の規定は適用しないと

ということで、第4条というのは1日につき500円というのがあるんですけども、そうすると、これは適用されないでこちらの1,000円、1,500円というのがそれぞれ支給をされるのかということです。ちょっとよく理解できていないので確認したいんですが、日額1,000円と長時間にわたった場合には1,500円ということですので、それはどちらかが支給をされるということによろしいのかということ、それから、適用の期日なんですが、令和2年1月27日からということで、確認ですけども、遡及をされて支給されるということによろしいでしょうか。お願いいたします。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。日額の1,000円と1,500円につきましては、どちらかが支給されるということになります。また、条例の第4条に規定しています防疫等作業手当と附則第2項に規定しています新型コロナウイルス感染症に係る特例ともに遡及適用となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 以上で矢作議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第4号「埼玉西部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○浅野美恵子議長 会議の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は、15時45分といたします。

午後 3 時 2 6 分休憩

午後 3 時 4 5 分再開

出席議員 16 名

◎再開の宣告

○浅野美恵子議長 再開いたします。
休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎日程第 9 管理者提出議案の上程（議案第 5 号）

○浅野美恵子議長 日程第 9、議案第 5 号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

○岸消防長 議案第 5 号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の 19 ページ、議案資料の 7 ページを御覧ください。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正内容は、電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力の上限が現行の 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大され、同設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目が改正されるとともに、全出力が 50 キロワットを超える急速充電設備を設置する場合は消防長又は消防署長に届出を要することとするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料 9 ページから 13 ページに新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願いいたします。

以上で、議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○浅野美恵子議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第5号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 管理者提出議案の上程（議案第6号）

○浅野美恵子議長 日程第10、議案第6号「令和3年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○浅野美恵子議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

○岸消防長 議案第6号「令和3年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、令和3年度埼玉西部消防組合一般会計予算の1ページを御覧ください。

「第1条 歳入歳出予算」であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ98億886万9,000円となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、「第2条 地方債」であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ、「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は2億9,990万円となります。

「第3条 一時借入金」であります。借入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料15ページからの「令和3年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に基づき御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。

令和3年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し1,066万5,000円の減額となります。

この主な要因といたしましては、令和3年度新たに計上した消防指令業務共同運用事業5,281万3,000円の増額に対し、投資的経費である消防施設整備事業3,217万8,000円、車両更新整備事業3,212万4,000円の減額によるものでございます。

次に、22ページ「事業別の予算額」を御覧ください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ごとに記載したものでございます。

次に、23ページを御覧ください。

各事業のうち、令和3年度の主な事業内容等について御説明を申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費を計上しております。令和3年度は隔年で実施する行政視察が行われないため、前年度比112万2,000円の減額となります。

次に、24ページを御覧ください。

人件費につきましては、前年度比3,377万7,000円の減額となります。この主な要因といたしましては、令和2年度の定年退職者数の影響により、埼玉県市町村総合事務組合退職手当特別負担金6,066万4,000円の増額に対し、一般職給3,278万円、職員手当等5,294万3,000円、共済費589万2,000円の減額によるものでございます。

次に、26ページを御覧ください。

職員研修事業につきましては、埼玉県消防学校及び消防大学校への入校経費、職員の資格取得に係る経費を計上しており、前年度比45万6,000円の増額となります。

車両更新整備事業につきましては、前年度比3,037万9,000円の減額となります。第一線車両として、狭山消防署広瀬分署の水槽付消防ポンプ自動車、飯能日高消防署のはしご付消防自動車、所沢東消防署富岡分署の消防ポンプ自動車を更新します。

なお、所沢東消防署富岡分署の消防ポンプ自動車につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、経費の節減を図る予定でございます。

次に、27ページを御覧ください。

消防機械器具整備事業につきましては、防火衣等の消防機械器具の整備及び更新に係る経費を計上しております。現在使用している高所作業用の安全帯は、労働安全衛生法の改正により令和3年度中に使用できなくなるため令和2年度から計画的に整備しており、これらの影響により前年度比775万6,000円の増額となります。

次に、28ページを御覧ください。

消防活動事業につきましては、火災、救助及びその他の災害に対応するための備品等の購入経費を計上しており、需用費全体を精査し、前年度比111万8,000円の減額となります。

なお、入間消防署水難救助隊が災害活動で使用する水難用資機材については、水難救助隊主要装備更新計画に基づき整備しており、68万6,000円の増額としております。

次に、29ページを御覧ください。

火災予防事業につきましては、火災予防の啓発、防火管理体制の強化を図るための経費及び消防法令違反の是正に係る経費を計上しており、前年度比116万8,000円の減額となります。

なお、令和3年度から予防業務の組織改編に伴い、消防局が所管していた予防規制等推進事業を火災予防事業に統合しております。

救急活動事業につきましては、救急活動に係る経費を計上しており、令和3年度は新たに新型コロナウイルス対策に係る経費として500万円を計上し、感染防止衣などを計画的に備蓄いたします。

なお、この経費につきましては、県支出金である消防・救急体制整備費補助金を申請する予定でございます。

次に、30ページを御覧ください。

救急車両更新事業につきましては、所沢中央消防署山口分署、飯能日高消防署吾野分署及び狭山消防署の高規格救急自動車3台を更新するもので、前年度比23万7,000円の減額となります。

なお、前年度繰越金のうち、寄附金繰越金をこの3台の購入費用に充当します。あわせて、狭山消防署の高規格救急自動車については、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請する予定でございます。

次に、31ページを御覧ください。

救急救命士教育事業につきましては、救急救命士が行う救命処置技術の維持向上を目的とした教育、救急救命士の資格取得及び指導救命士の養成に係る経費を計上するとともに、令和3年度から総務課が所管していた救急救命士新規養成事業を統合したことにより、前年度比1,282万6,000円の増額となります。

通信指令システム維持管理事業につきましては、通信指令システムの定期的な保守管理や不測の障害への対応及び耐用年数に応じた機器の更新のための手数料、委託料、修繕料等を計上しております。令和2年度で通信指令システムの一部更新に伴う保守料の瑕疵担保期間が終了するため、令和3年度は新たに保守料を計上しており、前年度比1,321万8,000円の増額となります。

消防指令業務共同運用事業につきましては、埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部及び西入間広域消防組合消防本部の4消防本部で共同運用する経費

を計上しております。

次に、32ページを御覧ください。

消防施設整備事業につきましては、消防庁舎などの施設修繕に係る経費を計上しております。令和3年度につきましては、所沢中央消防署、所沢東消防署柳瀬分署及び入間消防署の消防庁舎のアスベスト検体調査委託料を計上しており、前年度比189万9,000円の増額となります。

次に、33ページを御覧ください。

消防施設管理事業につきましては、消防施設の維持管理に要する経費を計上しており、前年度比2,923万円の減額となります。令和3年度につきましては、所沢東消防署富岡分署の屋上防水工事及び入間消防署西武分署の外壁塗装工事などを予定しております。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○浅野美恵子議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○浅野美恵子議長 これより質疑を願います。

1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 議案第6号ですけれども、令和3年度の一般会計予算書の73ページに、議案第2号でいただいた内容が記載されていると思いますけれども、令和3年度の消防指令業務共同運用事業の事業費における主な内訳についてお伺いいたします。

○浅野美恵子議長 ただいまの質疑に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

令和3年度の消防指令業務共同運用事業費5,281万1,000円に係る主な内訳でございますが、消防指令業務を共同で運用する庁舎であります飯能日高消防署4階の改修に係る設計業務委託に約1,400万円、消防通信指令機器整備に係る設計業務委託及び電波伝搬調査業務委託に約3,200万円、その他協議会事務局で使用する事務用備品の購入に430万円でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 今御説明いただいたわけですが、令和3年度の消防指令業務の共同運用事業に活用を検討されております補助金があればお示してください。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

令和３年度に活用を検討しております補助金につきましては、消防指令業務を共同運用することで活用できます埼玉県ふるさと創造資金でございます。

なお、埼玉県ふるさと創造資金は、補助率が２分の１で補助限度額が５,０００万円でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長　以上で矢作議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長　なければ質疑を終結いたします。

○討　　論

○浅野美恵子議長　これより討論に入ります。

初めに、１番、矢作議員。

○矢作いづみ議員　議案第６号「令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど議案第２号の反対討論で申し上げましたが、埼玉西部地域消防指令事務協議会の設置に反対ですので、その予算が計上されております令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算には反対いたします。

○浅野美恵子議長　次に、１０番、石原議員。

○石原　昂議員　それでは、議案第６号「令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和３年度の埼玉西部消防組合一般会計予算につきましては、管理者の予算編成方針に示されているとおり、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、日本が今までに経験したことがない異常事態を巻き起こしました。日本社会全体に大きな影響を与えている状況下において、新型コロナウイルス感染者の搬送をはじめ、災害現場の最前線で活動する消防組合並びに職員に対し、全ての組合市民とともに感謝の意を表します。

この国難ともいえる背景において、令和３年度の一般会計予算は、議案説明にもありましたとおり、例年にも増して厳しい状況が予想される財政状況の中、全事業内容を厳しい目で精査する一方で、新型コロナウイルス対策に係る経費を計上し、重点事務事業に対し優先的に投資をするなど、効率的な予算配分を行い、限られた財源の中で最大の効果を挙げることを念頭に置いた予算であることが十分に理解できます。また、消防指令業務共同運用事業では、消防組合単独では活用できない埼玉県の補助金や交付税措置がある緊急防災・減災事業債など、財政的にメリットのある有利な条件での整備も計画されていると聞いております。

令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算につきましては、新たな日常に的確に対応した予算編成で、住民サービスの向上も図られ、市民の安心・安全な暮らしを守る適正な予算と考えます。今後も消防力の維持強化をお願いするとともに、市民の税負担に基礎を置く組合市の負担金であることを念頭に、組合市と危機感を共有し、緊密な連携の下、必要な行政サービスを確保し、効果的かつ効率的な予算としていただくよう期待をし、賛成させていただきます。

以上、多くの賛同者を求め、賛成討論を終わります。

○浅野美恵子議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○浅野美恵子議長 これより採決いたします。

議案第６号「令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○浅野美恵子議長 起立多数であります。

よって、「令和３年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○浅野美恵子議長 会議の途中ではありますが、ここで会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

◎日程第１１ 一般質問

○浅野美恵子議長 日程第11、一般質問に入ります。

一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが

鳴りますので、御了承願います。

これより、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、質問を許します。

初めに、2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

ちょうど広域になって8年たちまして、ちょっと総括的に伺いたいと思います。

埼玉西部消防組合に広域化するときの当時の説明でいくと、広域化すれば、広域化のメリットということですね、現場到着の時間が早くなると、そういうことも御説明されたということを私も記憶しているわけですが、そこでまず伺いたいんですが、消防広域化以降、火災の出場事案のうちで、全ての消防車の出場から現場到着までの平均時間と現場到着から放水を開始するまでの平均時間、それぞれ時間を要した上位5事案の主な事案について確認させていただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、荻野警防部長に答弁を求めます。

○荻野警防部長 火災出場状況の御質問にお答えいたします。

まず、本組合で定める災害出場編成の基準によりまして、第1出場隊としまして建物火災では12隊、中高層火災では15隊の出場がございますけれども、それら全ての消防車の平均についてそれぞれお答えいたします。

初めに、消防広域化後から令和元年度末までの火災出場事案のうち、全ての消防車の出場から現場到着までの平均時間は8分でございます。

次に、現場到着から放水開始までの平均時間は3分でございます。

最後に、それぞれ時間を要した主な事案ということでございますが、いずれも飯能日高消防署管内で発生いたしました山間地における林野火災、あるいはその他火災でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 私もヒアリングで伺いまして、林野の火災では結構な時間がかかっている事例もあるんだなということが分かったんですけども、林野の火災について日頃からどのようなまず御対応をされているのか、これを確認させていただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

林野火災が発生した場合、発生場所の特定と現場までの経路が大変重要でございます。このことから、日頃から各消防署では、管内の地水利調査並びに危険箇所を確認するなど、地

域の現状把握に努めております。

また、飯能日高消防署及び分署には小型、軽量の消火資器材を配備し、さらに、各消防署では計画的に林野火災を想定した訓練を行い、地元消防団などと連携を図り災害に備えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 今御答弁あったわけですが、私もヒアリングで聞いて、1つ時間がかかった事例で、たしか正丸峠のほうまで、上のほうまで行った事例なんかがあるという話だったんですけれども、消防広域化後、地理や水利の把握について職員の個人任せということとはまずないと思いますので、組織としてこれはどのように対応されてきたのか確認させていただきます。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

本組合では「地水利調査要領」、これを定めまして、年間を通じて地理及び全ての消防水利の調査並びに保全作業を行っております。

また、新たな消防水利の設置あるいは移設などについては、管轄の消防署から全署へ文書により周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 特段これまで大きなミスということはなかったと思うんですけれども、いろいろ細かい部分では御苦勞をされたり、大変だった部分というのはあると思うんですけれども、これまでの災害現場で得た教訓というのは、今広域化以降どのようにフィードバックされてきているのか、これも確認させていただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

本組合におきましては、「警防規程」及び「消防署における警防活動の研究会実施要領」というものを定めております。これまでに出場しました災害事例を基に、災害現場活動の検討会を開催しているところでございます。

また、過去の災害事例を訓練の想定としまして、「警防審査会」や「査閲訓練」などを実施して、今後の現場活動につなげているという状況でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 何で今これを聞いたかという、次の人事について関連するので今ちょっと伺ったんですが、広域化するときには正直複数の職員の方から、所沢以外の、私は所沢市議会議員ですから、所沢以外の勤務地に赴任すると、何というんですか、勤務する消防本部で異なる現場対応なんかをしなければならなくなるのかとか、そういうふうな御質問などを正直受けたかと、私は受けまして、私以外のほかの議員でも受けていたんです。

そこで、ちょっとここで人事について伺っていききたいと思います、ちょっと最初のほうは数字を聞いていきます。

まず、現在埼玉西部消防組合の職員数は何人いるのかというのと、その中に占める広域化以前から在籍している職員数は何人いらっしゃるのでしょうか。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

令和2年4月1日現在の職員数は868人で、このうち広域化以前から在籍している職員数は687人となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 引き続き確認しますが、では、広域化以前から在籍している職員の出身消防本部別の人数というのはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

消防広域化以前から在籍している職員の出身消防本部別人数の内訳につきましては、旧所沢市消防本部が269人、旧狭山市消防本部が127人、旧入間市消防本部が128人、旧埼玉西部広域消防本部が163人となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 そういうことなのでしょうけれども、広域化すると、広域化以前にそれぞれの消防本部に入った方がほかの消防本部に異動するということが当然起きるということですが、起きたと思うわけですが、令和2年度の職員の配置で構わないんですが、消防広域化以前から在籍している職員の中で、出身消防本部以外の消防署に所属している職員数というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

令和2年4月1日現在で、消防広域化以前から在籍している職員のうち、出身消防本部以外の消防署に所属している職員数につきましては、687人中372人となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 そうすると、687人のうちの372人ですから、5割以上の方が今出身消防本部以外のところに勤務されているということが分かりました。

退職人数についても確認させていただきたいんですが、消防広域化以前から在籍していた職員の方で、広域化後、退職についてどのような状況になっているのか。例えば、定年退職とか自己都合、またその他、どのようになっているのか確認させていただきます。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

消防広域化以前から在籍していた職員のうち、広域化後の退職人数は159人となります。

その内訳につきましては、定年退職者が123人、自己都合退職者が30人、その他の退職者が6人となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 分かりました。

それと、もう一個、次に確認したいのが、消防という皆さんのお仕事というのは、当直とかいろいろ緊急性というものがあるわけですが、通勤時間というのは結構大事なポイントになるのかなと思うんですが、消防の広域化以前から在籍している職員の方で、通勤距離の長い職員の上位5人の勤務先、通勤時間、そして通勤距離というのはどういうふうになっているのか、確認させていただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 上位5人につきまして、上位順にお答えいたします。

飯能日高消防署勤務、通勤時間が1時間20分、通勤距離が47.6キロ。次に、高萩分署勤務、通勤時間が1時間20分、通勤距離が42.3キロ。次に、広瀬分署勤務、通勤時間が1時間45分、通勤距離が39.8キロ。次に、同じく広瀬分署勤務、通勤時間が1時間20分、通勤距離が38.4キロ。最後が柳瀬分署勤務、通勤時間が1時間40分、通勤距離が38.4キロとなります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員　　今までちょっと数字を聞いてきたのは、ある程度この広域化後８年間で、人事というのは最低でも１サイクル、職員によっては２サイクルとかになっている職員さんもいらっしゃると思うんです。ある程度この広域化になってからの人事の課題とか、そういうものが見えてきている時期なのかなと思ったので、今現状をずっと聞いてきたわけですが、この項目で最後に聞きますけれども、要するに、この埼玉西部消防組合は所沢から名栗のほうまで、都市部から山間部まで多種多様な災害が想定されるわけです。職員教育を通して特化したエキスパートの職員、例えば林野火災とか、例えば所沢のほうで高層マンションとかありますから、そういうふうな様々ないろいろな専門性も要求されるのかなと私は素人ながら思うわけですが、そうしたエキスパートの職員を育成していくのか、それとも広く対応できるジェネラリストの職員を育成していくのか、広域後８年たって、人事を通してどのような今総括に至っているのか伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長　　答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長　　お答えいたします。

組合発足後、管轄する地域の特性を踏まえた各種の災害に対応するため、所沢中央消防署に高度救助隊、飯能日高消防署に山岳救助隊、入間消防署に水難救助隊を新設し、併せて専門的な知識と高度な技術を有するエキスパート職員の育成に努めております。一方で、職場の活性化には、職員の昇任や定期的な人事異動を効果的に活用し、人事の新陳代謝を図ることが必要でもあります。また、職員が年齢とともに培ってきた業務経験を活かし、職位や年齢に応じて毎日勤務や交替制勤務の各部署で定年まで活躍していただくためには、多くの職員に多様な業務を経験させ、幅広い知識や視野を養い、職域を広げることも必要であります。

こうしたことから、本組合といたしましては、エキスパートとジェネラリストの職員育成を両輪として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長　　石本議員。

○石本亮三議員　　なかなかこれはどちらのほうがよいのか、よく分からないですけれども、今後はここの部分は頑張っていっていただきたいと思います。

次に、財政面について伺いたいと思います。

やはり広域化するとき、単独消防ではなかなか財政面で整備することにいろいろ御苦労がある、だけれども広域化すればそういうこともできることもある、できるようになる部分があるんですという御説明を受けていたのを記憶しているわけですが、そこで伺いたいんですが、単独消防では財政面で整備することが困難だった事業で、広域化したことによって実施できた事業というのはどういうものがあるのか伺いたいと思います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

広域化により単独消防では活用できない緊急防災・減災事業債を活用し、広域化後8年間で消防救急無線デジタル化事業、稲荷分署の建設事業、飯能日高消防署のヘリポート及び自家給油設備の整備事業、所沢中央消防署の改修工事事業及び防災倉庫の整備事業、飯能日高消防署消防訓練センターの整備事業など、多くの防災施設の機能強化や長寿命化を図ってまいりました。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 分かりました。

いずれにしても広域化はずっと続くわけですから、今後も課題はいろいろと総括してよりよいものにしていただきたいと思います。

では、次の項目で救急出動事案について伺いたいと思います。

今月1月10日の毎日新聞に年末年始の救急搬送の記事が出ていました。搬送困難事例で医療機関の受入れを少なくとも3回以上断られ、現場に滞在する時間が30分以上かかったケースを搬送困難事例というらしいんですけれども、救急搬送の搬送者は多いです。全国52の消防本部を対象に調べたら昨年12月28日から1月3日の1週間で合計2,179件ということで、1か月前の1,410件より55%も増えた、特に2,179件のうち東京消防庁の管内が約半分の1,014件など、また大阪、横浜などで多いと、それぞれ増えているというふうなことがあります。コロナ禍で救急搬送というのも結構連日ニュースになっているわけで、そこで伺ってまいります。まず、過去3年間でこの年末年始の状況を伺いたいです。12月29日から1月3日までの年末年始の期間で、4か所以上の医療機関に収容依頼をした件数というのはどういう状況なんでしょうか。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、荻野警防部長に答弁を求めます。

○荻野警防部長 お答えいたします。

年末年始の年度ごとの件数でございますけれども、平成30年度が4件、令和元年度が3件、令和2年度が9件でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 やはり報道のとおり、こちらも多くなっているのかなというのが分かりました。

そこで、次に伺いたいのは、過去3年間で医療機関に収容依頼をした回数の上位5件、要するに、何件医療機関に収容の依頼をしたケースがあったのか、お示しいただきたいと思います。

ます。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

平成30年度から直近の令和3年1月25日までの期間でお答えしますと、一番多かったのが15回、2番目が13回、3番目が12回、4番目が11回、5番目が10回でございました。

なお、依頼回数が多くなった主な要因としましては、複数の疾患をお持ちの方、あるいは精神的な疾患をお持ちの方への対応が多かったということでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 15回ということは15件病院にお願いをしたと、13回というのもそうですね、結構大変、御苦労があるんだと思います。

次に、過去3年間で現場の滞在時間が長い時間数というのは、どういう状況になっているのでしょうか。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

平成30年度から令和3年1月25日までの期間でお答えしますと、一番滞在時間が長いものが364分、2番目が269分、3番目が240分、4番目が202分、5番目が194分でございました。

なお、滞在時間が長くなった主な要因としましては、山岳救助事案などでは消防車、救急車の集結ポイントから傷病者に接触し、下山、車内収容まで、一連の活動に時間を要するようなことが多いということでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 救急の搬送困難事例というのは、こればかりは埼玉西部消防局としてもいかんともし難い部分があるのは重々承知なんですけれども、やはり今コロナ禍ですから、なかなか厳しい状況だということは重々私も承知しているんですが、いずれコロナが収まった後も今度は2025年問題で高齢者、団塊世代が高齢者を迎えていくわけで、救急搬送というのはやはり何というんですか、相変わらず厳しくずっと続くのかなというのは、私は個人的に思っています。

そこで伺いたいんですが、なかなか医療機関も御苦労が十分あるということは承知しているわけなんですけれども、こうしたものの改善に向けて例えば調整とか、例えば現状のデータなどを示すとかを含めて医療機関などとどのような調整をされているのか、今までの経緯を御

説明いただきたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

医療機関と改善に向けた調整でございますが、地域メディカルコントロール協議会などの機会を捉えまして、医療機関、医師会、保健所などに救急搬送の現状を御説明し、理解を深めていただけるよう努めているところでございます。

また、救急隊は、埼玉県救急医療情報システムに新たに新型コロナウイルスに関連する受入情報が追加されましたことから、搬送する医療機関の選定に活用しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 石本議員。

○石本亮三議員 ぜひ医療機関も大変だと思いますが、その辺、よろしくお願いします。

次は、これは最後の質問にしますが、一方で、市民の方にも私やはり特にコロナ禍ですから、今の救急の現状というのは知ってもらわないと困ると思うんです。先日全員協議会のほうで配られましたけれども、埼玉西部消防局ではこういう広報誌を、回覧板を通して構成市の市民に周知しているということですが、御存じのとおり、回覧板というのは自治会に加入している世帯にだけ回るわけです。私改めて調べてみますと、自治会の加入率は、日高市が77.9%、飯能市が71%、狭山市67.2%、入間市62.2%、所沢市が59.8%というのが直近の数字だということで教えていただきました。残念ながら、自治会の加入率というのは、恐らくどこの自治体でも同様の傾向だと思うんですが、下降現象なわけです。そして、退会していく方というのは、自治会費の負担が重いとか、自治会の役員が回ってくることが困ってしまうなど、御高齢の方が多いというのが今の現状だと思うので、恐らくほかの構成市でも同様の傾向だと思うんですが、所沢市で市政の情報を知る手段というのは、やっぱり全戸配布される広報誌だというのが市民意識調査の結果なんかでも分かるわけですが、そこで、構成市の広報誌を特に積極的に使っていくって、今の救急搬送の現状、特にコロナ禍における今の時期、積極的に活用していくことも私は必要と考えていますが、最後にこの御見解を聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

構成市の広報誌には、毎年9月9日の救急の日に合わせて、救急車の適正利用などの記事を掲載いただいているところでありますが、搬送困難事案の解消を推進していくため、救急搬送の現状などを市民の皆様に分かりやすく、かつ広く知っていただけるよう、今後も

掲載回数や掲載内容などに工夫を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 以上で、石本議員の一般質問は終了いたしました。

次に、1番、矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

火災予防広報について伺います。

昨年、所沢市内の築約50年のマンション8階で火災がありました。このマンションは14階建てです。8階から1階、2階ぐらいまで浸水をいたしまして、その後は4週間ほどエレベーターも使えない状況でした。また、浸水等により家財も使えなくなり、全面的なリフォームも必要となるなど、火災の恐ろしさを目の当たりにいたしました。火災の現場付近を訪ねた折、百聞は一見にしかずで、火事の恐ろしさを実感し、圧倒されました。

そこで、こうした写真等を広報誌やホームページなどで広報し、防災への意識を啓蒙していただけたらと考えました。先ほど石本議員も示されておりましたが、12月の広報誌では、コロナ禍でアルコールを使う機会が増えまして、タイムリーに注意喚起の記事を載せていただいております。写真等については個人情報保護などもあり難しいことかと思いますが、例えば台所の火事現場の状況でありますとか、日頃の生活上で気をつけるべきことなどを市民に分かりやすく工夫して広報していただけたらと思いますが、見解を伺います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、荻野警防部長に答弁を求めます。

○荻野警防部長 お答えいたします。

火災予防に関する広報でございますけれども、本組合ホームページにおいて、過去に全国ですとかあるいは組管内で発生いたしました火災事例などを紹介しまして、注意喚起を行っております。また、広報誌、防災行政無線の活用、あるいは消防訓練、イベント等で広く火災予防運動を呼びかけているところでございますが、また、さらには気象状況等によりまして、車両によって巡回広報を適宜実施しているところでございます。

ただいま台所の写真などをというような御提案がございましたけれども、やはり議員おっしゃったように、プライバシーの問題でありますとか、あるいは類焼された皆様、被災された方への配慮というの也要えなければいけないのかなと思います。その辺につきまして十分考慮しながら、より実効性のある広報について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 それでは、ぜひいろいろと工夫をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

2番目の項目です。公務災害について伺ってまいります。

公務中の災害の基準について伺いたいと思います。

公務中の事故などは、公務災害として対応されることと思いますけれども、適応基準はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○浅野美恵子議長　ただいまの質問に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長　お答えいたします。

公務災害の適応基準につきましては、職員が公務に従事し、任命権者の支配下にある状況で災害が発生している公務遂行性及び公務と災害との間に相当因果関係がある公務起因性が認定要件となります。

また、通勤災害につきましては、勤務のための移動行為であること及び合理的な経路、方法により行われることが認定要件となります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長　矢作議員。

○矢作いづみ議員　それでは、手続です。

どのような事務手続によりまして公務災害の認定が行われているのかお示してください。

○浅野美恵子議長　答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長　お答えいたします。

公務災害が発生しましたら、被災職員が在籍する所属が事故報告書を作成いたします。この事故報告書を受け、総務課では被災職員と所属長に対し、公務災害の認定請求手続について説明を行います。公務災害の認定を請求するか判断は、この説明を受けて被災職員自身が行います。

次に、公務災害の認定請求を行うことになりましたら、認定請求書を被災職員本人が作成し、総務課に提出いたします。総務課は内容を確認し、地方公務員災害補償基金に認定請求書を提出し、審査の結果、災害認定されますと認定通知書により地方公務員災害補償基金から通知されます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長　矢作議員。

○矢作いづみ議員　分かりました。

公務災害ゼロを目指して取り組まれていることと思いますけれども、公務災害を防止するためにどのような研修が行われているのでしょうか。また、研修の対象者はどういった方々でしょうか。

○浅野美恵子議長　答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

公務災害に係る研修につきましては、課長職までの昇任者を対象に実施しております階層別研修において、災害現場での安全管理について講義を行っております。

また、埼玉西部消防組合消防安全管理規程第15条に基づき、各消防署に設置されている安全関係者委員会の安全管理教育として、危険予知トレーニングを毎月実施しております。

さらに、安全運転に係る研修といたしまして、各消防署で実施している安全運転講習に加え、安全運転の技能や知識の向上を図ることを目的に、外部研修といたしまして安全運転中央研修所に職員を派遣しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問ですが、公務災害を受けた方への心身のケアと配慮についてお伺いいたします。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

本組合では、悩みを抱えた職員が相談やカウンセリングを行えるよう、シニア産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を、職員とその家族を対象に毎月実施しております。

公務災害による被災職員を含め、ストレスのかかる災害現場等に出場した職員を確認した場合はその所属長に対し、被災職員の言動に注視するよう働きかけを行うとともに、被災職員の状況等に応じ、メンタルヘルス相談を実施しております。

また、所属長からの要望や被災職員の状況等に応じ、グループカウンセリングも実施しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 公務災害ということで職場の中で見るわけですがけれども、そのことによって人間関係がぎくしゃくすることもあるかと考えますけれども、職場でのコミュニケーションを円滑にするための配慮というものがあればお示しください。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 所属でのコミュニケーションは非常に大事でございますので、各所属長が中心となりましてコミュニケーションを取るためのミーティング、あるいは相談、面談なども実施しておりますので、その辺の配慮は十分考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 ミーティングや相談、面談をされているということで、分かりました。

公務災害ゼロが望ましいことですが、起きる場合があると思います。その場合には、お示しいただいたようなことで適切に運用されているということですが、事故等が職場での評価にも影響する場合もあると思います。事故があった場合には、しっかりと今後も対応をしていただけたらと思います。

次の質問にまいります。

ハラスメント防止対策ということで伺ってまいります。

まず、公益通報の取扱いについてお伺いいたします。

昨年、元消防長のセクシャルハラスメントがありました。本人による辞職願が提出をされて、第三者を交えた調査などが行われない中、依願退職となったと思っております。その後、ハラスメント防止に向けて対策委員会を立ち上げ、昨年の12月16日付けで報告書がまとめられています。先日、消防組合議会の全員協議会の中で報告を受けました。職員アンケートに基づき、学識経験者として弁護士やカウンセラーの方の助言を受けながら迅速に対応していただき、職員の方からも風通しのよい職場に変わったとの声を聞いております。今後さらに働きやすい職場となるように質問してまいります。

ハラスメント防止対策委員会のこれまでの取組について資料と会議録もいただきました。この中で公益通報が行われていたとの記述がありました。しかし、セクハラは非該当ということもあり、本当に残念なことですが通報が活かされることはありませんでした。そこで、今後公益通報が行われた場合、どのように取り扱われるのかをお伺いいたします。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

本組合の公益通報制度につきましては、公益通報者保護法の施行に伴い、平成29年7月21日に「埼玉西部消防組合職員からの公益通報の処理に関する規程」を制定し、同日から施行しております。

通報に関する窓口につきましては、第4条第1項の規定により企画総務部総務課に設置され、公益通報を受けた場合には、消防長を経由し、正副管理者へ報告することとされております。

その後、通報に基づく調査が行われ、調査の結果、調査結果に基づき行われた是正措置、再発防止策の実施、処分その他の措置について、公益通報を行った職員に通知するとともに、消防長を経由し、正副管理者に報告することとされております。

また、第4条第3項の規定により、公益通報を行ったことを理由とする免職、その他不利

益な取扱いがされることはありません。

なお、これまでに公益通報及びこれらに関する相談実績はございません。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 分かりました。

次なんですけれども、パワーハラスメントの防止に向けた取組について伺ってまいります。

報告書のアンケートの結果では、ハラスメントを受けたと答えた方が全体の22%でした。一般的なデータでは、ハラスメントを受けた割合は3割程度とありますので、若干少ないのかなというふうには思います。消防局の業務は大変緊張感のある現場での活動であり、指揮命令に速やかな対応が求められる中、厳しい指導がハラスメントとして受け取られることもあるでしょうし、ハラスメントの概念も年々変化してきています。こうした中で業務を進めるためには、何よりも信頼関係のあるチームワークが重要になってきます。

そこで質問です。パワーハラスメントをなくすための今後の取組についてお伺いいたします。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

今後の取組につきましては、ハラスメント防止対策委員会からの提言を踏まえ、まずは消防長を筆頭としたハラスメント等撲滅推進会議を設置し、この会議を中心にハラスメントを撲滅するための様々な企画を立案し、課題の解決に向けた対策を講じてまいります。

また、この会議は幅広い職域や階級による職員を構成員とし、加えて各消防署にも署長を中心とした下部組織を設置するなど、全職員が一丸となり、実効性のある対策を進めてまいります。

次に、ハラスメントに関する相談しやすさの確保といたしまして、総務課以外の各消防署にも相談窓口を設置するとともに、女性のカウンセラーを配置するなど、女性職員へのケアにも配慮した体制を整備してまいります。

また、職員研修では、自己表現法を身につけるためのアサーティブトレーニングや感情を上手にコントロールするためのアンガーコントロール研修などの新しい教育指導方法を取り入れ、パワーハラスメント撲滅に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 様々な検討が行われる中で、具体的にも進められるということで今御答弁いただいたと思います。

それで、総務省のほうからも、国のほうでもそういう取組を進めていこうということで、様々な取組をされております。全国消防職員協議会及び消防職員ネットワークからの意見概要ということでちょっと調べたら出てきたわけですが、消防は階級社会であり、上下関係が厳しく、また、命を預かる職場だからある程度の行き過ぎた指導は許容されるという職場であることの認識を改めるべきではないかというようなことも、意識改革の中で書かれておりました。

それで、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、アンケート結果からは身体的攻撃が多いというのが特徴として注目をされております。その対策ということで、先ほど部長からもありましたアサーティブトレーニング、コーチング、アンガーコントロールに関する研修などを行い、職場にフィードバックすることが有効であるというふうに助言をされております。叱責と指導、怒ると叱るの違いです。昨今は、スポーツ界でも指導の在り方が大変変化をしてきているというふうに感じておりますけれども、職場環境の改善は業務効率にもよい効果が期待されるものと考えます。外部講師を依頼する必要もあるかと思っておりますけれども、今後の研修、どのように活かされていくのかについてお示しいただければと思います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

研修ですが、ハラスメントは受ける側と加害者側の見解がずれるということが、大きな原因であると思います。これからは、加害者側への研修というのが非常に大事になってきます。アンケート等を見ますと、加害者が加害者としての自覚がないというのが感じられるところでございます。要は、本人が悪気がないと言ってしまうとちょっとおかしい言い方なんですけれども、その辺を気づかせるための研修というのをどんどん取り入れていく必要があると思います。消防の縦の指揮命令系統というのは大事ですので、これが崩れてしまつては、消防としては成り立っていきません。しかしながら、厳しい指導と議員おっしゃるようにそうじゃないハラスメントは、これは大きな違いがあります。お互いの信頼関係がないと、それがハラスメントになってしまいます。ですので、そういった人間性も含めた中で、加害者側にならないための教育が必要であり、加害者になると人生を棒に振るようなことにもなりますので、その辺をしっかりと教育するというのをさらに加えていきたいと考えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 大変難しい課題かと思っておりますけれども、ぜひ頑張っていただければと思います。

処分基準と公表基準の見直しについて伺ってまいります。

報告書には、処分基準・公表基準の見直しが書かれております。具体的にはどのようなことが考えられているのでしょうか。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

現在、本組合の懲戒処分の基準と公表基準につきましては、人事院の指針に準じた内容となっております。しかしながら、ハラスメント防止対策委員会からは、時勢に即したものとするよう提言をされているところでございます。

また、人事院の指針よりも厳しい基準を設けている自治体もありますことから、今後、先ほども申しましたハラスメント等撲滅推進会議の中で、他の自治体の例も参考にしながら、基準の見直しに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 矢作議員。

○矢作いづみ議員 様々いろいろ取り組んでいかれるということで伺いました。

ハラスメントをなくしていくことは、誰もが働きやすい職場づくりにつながってまいります。コロナ禍の中で命を守ることの大切さを改めて感じております。日々の消防業務の中の御苦労に感謝を申し上げまして、ハラスメントを撲滅し、働きやすい職場づくりにさらに取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○浅野美恵子議長 以上で、矢作議員の一般質問は終了いたしました。

次に、3番、福原議員。

○福原浩昭議員 初めに、新型コロナウイルス患者の搬送状況について質問いたします。

昨年1月から感染が拡大し、2回目の緊急事態宣言が発令される中、新型コロナウイルス感染に対し医療現場では受入れや治療体制に混乱が生じており、医療関係の皆様方をはじめ、消防行政全般、特に救急搬送に関する全ての皆様に、まず初めに心から感謝を申し上げたいと思います。

その上で、埼玉西部消防組合管内での令和3年1月までにおける新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び疑い患者の搬送人数について伺います。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、荻野警防部長に答弁を求めます。

○荻野警防部長 お答えいたします。

令和3年1月25日までの搬送人数を申し上げますと、陽性患者が179人、疑い患者が777人でございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 119番通報で受け付けた際に、患者さんから発熱があつて呼吸障害などを訴えられた場合に、新型コロナウイルスの感染がはっきりしていないときとか、もしくは検査から陽性結果が出ておまして自宅療養中であるというケースや、様々あると思うんですけれども、こういった場合の新型コロナウイルス感染症の陽性患者の方と疑い患者の医療機関の選定方法につきまして、救急出動の体制にどう違いがあるのか、その対応について伺います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。
荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

医療機関の選定につきましては、新型コロナウイルスの陽性患者は、法律に基づきまして保健所で搬送先医療機関の選定を行ってまいります。

また、感染を疑う患者の場合には、救急隊員が救急車に配備するタブレット端末で埼玉県救急医療情報システムにアクセスし、搬送先の医療機関を選定しております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 埼玉県の医療情報システムにアクセスするということで、選定のことが分かりました。

現在、特に懸念されているのが、病院の受入先が見つからず、処置が遅れてしまうことだと思います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中で、本消防組合の救急体制における保健所、あるいは管内での病院との情報共有の現況と対応について、支障が出ていないのかどうか伺います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。
荻野警防部長。

○荻野警防部長 お答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたが、医療機関等、あるいは保健所等とは、地域メディカルコントロール協議会などの場所を設けまして情報共有をさせていただいているところでございます。

本組合の消防救急体制につきましては、21台の救急車を常時稼働させております。更には、5台の非常用救急車を配備しまして、救急事案が逼迫した際には26台の車両を稼働させている状況でございます。

また、平日の救急出場件数が多い時間帯に、日勤の救急隊というのを特別に現在は配備をし、運用している状況もでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスに関する出場に関しましては、感染防止対策、搬送に

係る調整、帰署後の消毒作業などが重なりまして、活動時間の長時間化、あるいはそれに伴う隊員の負担も増す傾向がございますので、引き続きこれらに係る対策などに取り組みながら、本組合の救急出場体制全体に支障が生じないように努めてまいります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 いまだ先が見えづらい新型コロナウイルスの感染状況であります。市民の安心・安全のためにも消防組合が市民と医療従事者との命のかけ橋になるべくリーダーシップを発揮していただいて、事前の搬送先状況の掌握に対する確実で正確な情報共有をお願いしたいと思います。

続きまして、事務事業評価の現状について伺いたいと思います。

年度における埼玉西部消防組合行政の事業が総合計画に対してどのように行われて、そして予算が執行され、成果はどうだったのか、これを知るための評価結果を報告した事務事業評価、これが埼玉西部消防組合ホームページの情報公開コンテンツに公開されております。評価書を拝見して感想が多々あるんですけれども、まず初めに感じたことは、公開されている様式には担当所管の記載はもちろんあるんですけれども、作成者、いわゆる評価者の名前の項目がないということなんです。誰が作成して誰が評価したのか、これをしっかり公開したほうがより責任感も生まれ、事業精度も向上すると思いますけれども、その見解についてお示してください。

○浅野美恵子議長 ただいまの質問に対し、町田企画総務部長に答弁を求めます。

○町田企画総務部長 答えいたします。

事務事業評価につきましては、平成27年度に策定した総合計画と連動したシステムにより事業の進行管理を行っております。議員お尋ねの公開用の評価表は、市民に見やすく消防の事業内容を御理解いただくために作成していることから、事業内容に直結していない作成者等は明記しておりません。なお、内部での評価表は、作成者と評価者を明記し、責任の所在を明らかにしております。

しかしながら、他自治体の状況も踏まえながら、令和7年度からの第2次総合計画の策定に併せ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 事務事業評価をする上で、どこまでの項目を公開とするかという見解はもちろん多種あると思いますけれども、私はこの公開用の評価表にこそ誰が評価したかを示すことが大事であると思います。また、議会、あるいは市民が見たときに、この一番の関心事というのは、事業による効果、あるいは成果とするべく市民サービスがどのように向上し

たのかということ判断できる様式にするべきであります。そのために、民間事業者では当たり前となっている自己評価に対する客観的な評価、こういったことをしてもよいと思いますし、また、組織の内部で他の部署の所属長が事業の評価を行うこと、さらには外部の第三者が評価を行うことも事業の精度を向上させる方法であると考えます。そういった意味では、より事務事業評価の精度を向上させるためにはどのような方法があると考えていらっしゃるのか、見解を伺います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

事務事業評価につきましては、その事業の取組や成果、課題に対する今後の展望等を踏まえ、総合的に評価し、次年度以降の組織運営に反映していくというPDCAサイクルを構築していくためのツールとして非常に重要なものと認識しております。

また、事務事業評価は総合計画と密接に関係しているため、先ほど議員から御指摘もございました内容も含め、様々な観点から検討を重ねるとともに、総合計画検証会議において、より事業の制度向上に向け検証を行い、第2次総合計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 今後の事業評価に関する協議に大きく期待して、次の項目に移りたいと思います。

最後となりますけれども、職員提案について伺ってまいります。

埼玉西部消防組合のいわゆる消防組織法で定められている職員からの意見提出ができる職員委員会というものと別に、事務改善委員会というものが設置されております。この事務改善委員会を設置した理由をまず伺います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

組合発足後、より円滑な組織運営を行うために、平成27年度に「組織機構及び事務分掌見直し検討会議」を設置し、多くの職員からの提案を集め、その課題を改善し、一定の成果を挙げることができました。このことから、構成市の取組を参考にしながら、恒常的な制度を設け、事務改善に取り組むことが必要と判断し、平成29年6月1日に「事務改善委員会」を設置したものでございます。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 規程の設置という項目の第1条は、組合行政合理化及び能率化を図り、事務改善を推進するためとの規程があります。私はこの設置の目的として、職員の意識啓発向上、つまりモチベーションを上げることもしっかり加えてほしいと考えております。そして意見を提出した事務職員に対しても、優秀な取組事例で表彰した際に広報などで市民へ紹介するなど、職務に対する意識向上を図ることが大事であると考えております。

消防行政というのは、市民の安心・安全を担う大きな使命を持ち、志願されております。消防救急の現場職員や事務スタッフでなければ気がつかない改善策は多々あると思いますが、どのような対応を行っているのか伺います。

○浅野美恵子議長 答弁を求めます。

町田企画総務部長。

○町田企画総務部長 お答えいたします。

先ほど御説明いたしました事務改善委員会設置後に、交代制勤務職員のみならず、毎日勤務職員も含めたより幅広く職員の優秀な取組に対して表彰するため、平成30年度に表彰規程を改正したところでございます。また、これまでも優秀な成績を収めた職員に対しましては、組合広報誌やホームページに掲載するなど広く市民の方々にPRしておりますので、引き続き様々な広報活動を有効的に活用し、職員の職務に対する意欲向上に努めてまいります。

以上でございます。

○浅野美恵子議長 福原議員。

○福原浩昭議員 現場での救助・救出の表彰とともに、事務方を含めた職員提案による表彰の広報拡大による意識啓発向上で、消防職員の皆様の今後の活躍に期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○浅野美恵子議長 以上で、福原議員の一般質問は終了いたしました。

◎日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

○浅野美恵子議長 日程第12、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○浅野美恵子議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎管理者挨拶

○浅野美恵子議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 令和3年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御提案申し上げました6議案について、それぞれ原案のとおり可決、御同意賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、いただきました御意見、御要望については、今後の組合運営の参考にさせていただきます。

結びに、議員各位におかれましても、健康に十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のためお力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手起こる）

◎閉会の宣告

○浅野美恵子議長 これで付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後5時01分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 北 山 勝 博

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 聖 寿

企画財政課主査（書記） 二 上 綾 子

企画財政課主任（書記） 伊 藤 庸 介

議 長 浅 野 美 恵 子

署名議員 石 本 亮 三

署名議員 鈴 木 洋 明